

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	S30. 6. 20	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	与謝野町	職員数 (H22. 4. 1現在)	7
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	137円（21年度）	財政力指数	0.34（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	0%（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	90.0%（21年度）	実質公債費比率（%）	16.7%（22年度）
		将来負担比率（%）	116.3%（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年3月1日 合併前市町村：加悦町・岩滝町・野田川町] 現在、与謝野町水道課において、旧岩滝地域の上水道事業、旧加悦・旧野田川地域の簡易水道事業をそれぞれ別会計で運営している。合併時に旧加悦・旧野田川地域の簡易水道事業を統合したが、平成28年度には水道事業の全てを上水道会計に統合する予定である。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	与謝野町公営企業経営健全化計画（簡易水道）
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	与謝野町長 太田貴美
既存計画との関係	与謝野町行政改革大綱（H20～H24）に準ずる（職員数、人件費等）※順次見直しを図る
公表の方法等	ホームページで公表する。
基本方針	平成28年度の上水道への移行に向けて、統合事業を中心に整備を進めるとともに、効率的な維持管理体制の確立及び経営の安定化を図る。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	69,752.3			69,752.3
	補償金免除額	12,166.0			12,166.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	簡易水道事業	69,752.3			69,752.3
	合 計 (A)	69,752.3	0	0	69,752.3
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	69,752.3	0	0	69,752.3

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	<p>旧岩滝町(1上水道、2浄水場)、旧加悦町(8簡易水道、11浄水場)、旧野田川町(5簡易水道、8浄水場)の3町は平成18年3月1日に合併して与謝野町となり、簡易水道事業については経営統合し、現在は1上水道、13簡易水道で事業運営を行っている。</p> <p>本町の簡易水道施設はその半数以上が老朽化していることに加え、施設の統合についても、盆地に集落が分散している上、まとまった水源に乏しいという厳しい自然条件から短期間の整備は困難であるのが現状である。</p> <p>このような状況ではあるが、平成28年度の上水道との経営統合を目指し、平成18年度に策定した簡易水道統合整備計画を基に、老朽化した施設の改良や統合を行っており、経営統合までの数年間は多額の費用を要する事業が続くこととなる。当事業における財政は非常に厳しく、国・府補助金、起債、一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況が続いている。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化及び料金収入の確保</p> <p>合併時に旧2町の経営状況を合算し、施設整備を含めた10年間の財政計画を立て、料金算定を行い基本料金1,500円で超過料金累進制としたが、不況により、大口事業所や住民がコスト意識の高まりから節水に努める等したため使用量が落ち込み、料金確保が厳しい状況である。</p> <p>また、料金の滞納を是正するため滞納者に対して給水停止処分を実施し、徴収を行っているが、処分対象者がなかなか減らない状況である。なお、日本水道協会調べによる全国平均料金は、基本料金1,418円である。</p> <p>このように現行料金でも安価でない状況で町民に負担をかけている中ではあるが、平成28年度上水道統合時には値上げをしなければならない。</p>
	<p>課 題 ② 職員定数</p> <p>現在、水道課職員は課長以下11名であるが、その内、水道企業職員が4名配置されているので実質7名である。</p> <p>すでに平成20年度に上水道会計へ1名の配置転換を行っており、現在の施設(19浄水場)の維持管理、上水道統合までの施設整備を見るとこれ以上の削減は困難な状況であるが、上水道統合後は施設維持管理等の効率化を図る等、適正な職員配置の検討を行う必要がある。</p>
	<p>課 題 ③ 公債費</p> <p>上水道への統合に向け、多額の事業費を要する基盤整備を推進していくにあたり、毎年4～5億円の起債発行が必要となる。今後の見込みとして、公債費のピークは平成33年度の予定だが、料金値上げだけでは、到底償還できない状況であるため、交付税算入分に係る繰入金の確保が重要となる。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度										
		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	340	361	389	384	459	424	464	471	481	487
		(1) 営 業 収 益 (B)	322	329	326	318	313	313	313	313	313	313
		ア 料 金 収 入	319	328	325	317	312	312	312	312	312	312
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(2) 営 業 外 収 益	18	32	63	66	146	111	151	158	168	174
		ア 他 会 計 繰 入 金	15	24	43	62	131	98	138	151	160	166
	イ そ の 他	3	8	20	4	15	13	13	7	8	8	
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	263	241	257	250	246	247	259	268	274	278
		(1) 営 業 費 用	170	146	154	148	143	143	143	143	143	143
		ア 職 員 給 与 費	61	55	52	43	43	43	43	43	43	43
		うち退職手当	0				0					
		イ そ の 他	109	91	102	105	100	100	100	100	100	100
		(2) 営 業 外 費 用	93	95	103	102	103	104	116	125	131	135
ア 支 払 利 息		92	95	102	102	103	104	116	125	131	135	
うち一時借入金利息	1		1	0								
イ そ の 他	1		1	0								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	77	120	132	134	213	177	205	203	207	209		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	478	770	438	703	391	949	673	572	443	294
		(1) 地 方 債	354	586	341	618	160	870	610	503	379	253
		資本費平準化債	0	0	0	0		0	0			
		(2) 他 会 計 補 助 金	16	33			177					
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	2									
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	97	134	78	45	37	65	53	61	55	32
		(6) 工 事 負 担 金	3	6	6	2	2	2	2	2	2	2
	(7) そ の 他	9	14	13	38	15	12	8	6	7	7	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	566	869	585	822	377	1240	826	742	622	481
		(1) 建 設 改 良 費	470	768	417	591	238	1090	666	566	434	284
		うち職員給与費										
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	96	101	168	231	139	150	160	176	188	197
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 88	△ 99	△ 147	△ 119	14	△ 291	△ 153	△ 170	△ 179	△ 187		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 11	21	△ 15	15	227	△ 114	52	33	28	22
積 立 金 (K)	1	11	6	7	77	5	38	16	20	4
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	25	15	25	5	12	149	2	2	2	2
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0									
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	13	25	4	13	162	30	16	19	10	20
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)				9	147					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	13	25	4	4	15	30	16	19	10	20
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 の 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	94.7	105.6	91.5	79.8	119.2	106.8	110.7	106.1	104.1	102.5
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	322	329	326	318	313	313	313	313	313	313
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	322	329	326	318	313	313	313	313	313	313
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	3,771	4,256	4,429	4,816	4,837	5,557	6,007	6,334	6,525	6,581

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	15	24	43	62	131	98	138	151	160	166
うち基準内繰入金	15	24	43	62	59	98	138	151	160	166
うち基準外繰入金					72					
資 本 的 収 支 分	16	33	0	0	177	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	16	26	0	0	50	0				
うち基準外繰入金		7	0	0	127	0				
合 計	31	57	43	62	308	98	138	151	160	166

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
料金回収率 [※] (%)	112.5	119.4	118.3	115.4	113.5	113.5	113.5	113.5	113.5	113.5	
資本費 (円又は%)	97	106	118	128	137	143	156	170	180	187	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	94.7	105.6	91.5	79.8	119.2	106.8	110.7	106.1	104.1	102.5	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	4.4	6.6	11.1	16.1	28.5	23.1	29.7	32	33	34
	うち基準内繰入金 (%)	4.4	6.6	11.1	16.1	12.9	23.1	29.7	32	33	34
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	15.7	0	0	0	0	0
	資本的収入分 (%)	3.3	4.3	0.0	0.0	45.3	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金 (%)	3.3	3.4	0.0	0.0	12.8	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.9	0.0	0.0	32.5	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定、料金収入については、本計画期間中は据置きとしている。
2 他会計繰入金の見込み	平成28年度の上水道との統合に向け事業費・公債費の増が見込まれることから、計画期間内に基準額満額の繰入を見込むこととしている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成28年度の上水道への移行に向けて、各施設間の統合や老朽施設、設備の更新を図ることとしている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	本制度における対象額の全額について借換を実行したものと想定し、その分の支払利息を減としている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		<p>職員数については平成28年度の上水道との経営統合を目指し、施設統合等の基盤整備事業に着手しているため、計画期間内での職員数の削減は見込めない状況であり、また、給与についても既に本俸の3%削減等の抑制策を平成21年度まで実施しており、今後それを継続させるのは困難な状況である。このような状況のなか、施設維持管理も含めて、計画期間内での経常経費の見直しが困難な状況である。</p> <p>今後は、平成28年度の上水道との経営統合により施設維持管理の効率化を図ることで、適正な人員配置の検討や、休日・時間外の人件費も含めたコスト削減を行う。</p>
○ 定員管理	②	<p>課題② 現在の水道課職員数は11人でこの内、簡易水道職員数は給与上7人である。町全体としては人員削減に努め、行革大綱の目標値を達成しているが、現在の施設規模、業務内容を踏まえると水道事業の人員削減は困難である。今後は平成28年度の上水道統合による維持管理の効率化を進めることで、適正な人員の検討を行う。</p>
○ 給与のあり方		<p>現在の給与については、人事院勧告に基づいているというもののラスパイレ指数が89.7%と低い状況にある。しかし、行革大綱の目標数値を実現するために必要な削減額を算出、検討した上で実施に移すこととしている。</p>
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>現在ラスパイレ指数89.7%である。国と比較すれば低い状況にあるが、この地域の民間と比べると高い給与水準である。よって、行革大綱に準ずるとともにこの地域にあった給与について検討していく必要がある。また地域手当については支給していない。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>現在、技能労務職員はいない。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>勤続年数11年以上・40歳以上の勧奨退職は平成22年度で終了するが、引き続き勤続年数20年以上・50歳以上の勧奨退職は割増をつけて実施する。 なお、通常の定年退職に伴う退職金の加算は無い。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>公費に頼ることなく事業を実施すべきであり、職員互助会は職員による負担金のみで運営している。</p>
○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組		<p>現在は基盤整備の途中段階であるため、本計画の期間中における数値改善までは見込めないのが現状である。 平成28年度の上水道との経営統合に合わせて、施設の監視体制を改良し、施設の運転状況を施設まで行って把握するのではなく、事務所にいながらにして把握、さらには遠隔操作により施設運転のできる監視装置の充実を図り、休日・時間外の人件費の削減を行うこととしている。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>法的義務である毎日の残留塩素測定業務を引き続き民間に委託する。また毎日の施設点検業務を引き続き臨時職員で対応する。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	下記の取組により収入を確保し、経営の健全化を図る。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成28年度の上水道統合時の値上げへ向け、施設整備とともに町民にPRをして行く。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		現在、積極的な情報公開はしていないが、住民の水道財政に対する関心あるいは危機意識を高めていただくという意味で導入すべきだと考える。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		議会、上下水道審議会、公共事業再評価委員会などで公開していくが町HPなどでも公開することを検討する。
○ 行政評価の導入		現行の上下水道審議会、公共事業再評価委員会を基盤としたい考えである。
4 その他	① ③	課題① 現在滞納者に行っている給水停止処分を引き続き実施する。これにより、過去の滞納金は確実に減少する。また、当該年度分については、処分執行までに4か月の猶予期間を設けているので一部滞納繰越金となるが行方不明者以外は確実に徴収できる。しかし、前述の行方不明者、執行停止者及び新たな滞納の発生等、滞納者の総数がなかなか減らないこともあり、本計画における確実な改善額の算出は見込めない。 課題③ 今後、基盤整備のための起債発行に伴い公債費の増加が予測される。本会計としては料金の値上げもさることながら繰入金 の確保も経営上重要な要素のひとつであるため、交付税算入分に係る増額を見込み、基盤整備の推進と安定した経営の両立を図るものである。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	該当なし。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題① 料金の値上げについては上水道統合時を予定しており、今回の計画には計上していない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	該当なし。
4 その他	課題③ 起償償還に伴う交付税算入分等の繰入金増額を見込んでいる。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)		0	0	0	0	0					
		延長計画の目標値		0	0	0	0	0					
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	4,256	4,534	4,888	5,229	5,584	5,926					
		延長計画の目標値		4,429	4,816	4,837	5,584	6,007		6,334	6,525	6,581	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
	料金改定率	改善効果額(料金の適正化)		0	0	0	0	0	0	0			
	未収金の徴収対策	改善効果額		0	0	0	0	0	0	0			
	一般会計負担金の額		50	43	62	308	98	138					
		改善効果額(負担金の確保等)		-7	12	258	48	88	399				
	資産の有効活用	改善効果額(収入増額)		0	0	0	0	0	0				
	その他()	改善効果額		0	0	0	0	0	0				
	【経費の削減】												
	職員給与費の適正化	職員給与費(退職手当以外)	55	52	43	43	43	43					
		改善効果額		3	12	12	12	12	51				
		給与水準		0	0	0	0	0	0				
		改善効果額		0	0	0	0	0	0				
	その他(上水道への人員転換)		55	52	43	43	43	43					
		改善効果額		3	12	12	12	12	51				
	維持管理費等	改善効果額(適正化)		0	0	0	0	0	0				
	工事コスト	改善効果額(縮減額)		0	0	0	0	0	0				
	その他()	改善効果額		0	0	0	0	0	0				
	当初計画改善効果額 合計									450			
	(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									32			

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
	料金改定率	改善効果額(料金の適正化)						0	0		0	0	0
	未収金の徴収対策	改善効果額						0	0		0	0	0
	一般会計負担金の額								0	0		0	0
		改善効果額(負担金の確保等)							0	0		0	0
	資産の有効活用	改善効果額(収入増額)						0	0		0	0	0
	その他()	改善効果額						0	0		0	0	0
	【経費の削減】												
	職員給与費の適正化	職員給与費(退職手当以外)					0	0	0		0	0	0
		改善効果額							0	0		0	0
		給与水準							0	0		0	0
		改善効果額							0	0		0	0
	その他()								0	0		0	0
		改善効果額							0	0		0	0
	維持管理費等	改善効果額(適正化)						0	0		0	0	0
	工事コスト	改善効果額(縮減額)							0	0		0	0
	その他()	改善効果額							0	0		0	0
	延長計画改善効果額 合計 A									0			
	延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B												
	普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C												20
A+B+C												20	
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)												12	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画」に計上した施策に係る改善効果額欄には、「当初計画」に計上した施策に係る改善効果額を含めないこと。

3 「普通会計」における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C 欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
年間総有収水量 (千 m^3)	1,850	1,845	1,802	1,774	1,774	1,774	1,774	1,774	1,774	1,774
公称施設能力 (千 m^3 /日)	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101
1日最大配水量 (千 m^3 /日)	8,871	8,380	7,973	7,880	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
最大稼働率 (%)	88	83	79	78	79	79	79	79	79	79
供給単価 (円/千 m^3)	177	176	176	176	176	176	176	176	176	176
給水原価 (円/千 m^3)	185	202	210	217	231	242	250	266	267	280

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

与謝野町は現在、1上水道事業、13簡易水道事業で事業運営を行っているが、平成28年度の上水道事業への統合のため、平成20年度から平成26年度に現有の水道施設の統合も含め個別に整備拡充を図る事を基本として、老朽施設又能力不足が著しい施設から順次整備する。平成27年度に資産調査を行い、平成28年度に料金を統一し、1上水道事業とする。

(別紙)

普通会計における改善額

(様式) V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	施設の維持管理コストや運営手法の見直しを行うことにより経常経費の削減に努める。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	原則、起債発行額を当該年度元金償還金以内に抑えることで、残高の抑制に努める。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	可能な限り抑制に努めなければならないが、計画期間中で削減することは困難であると思われる。
4 その他	未整備地域にも拡張したCATV事業の加入者を増やす等、使用料の増収を見込み、普通会計の負担を軽減する。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
	実質公債費比率	当初計画の目標値		16.8	17.0	16.8	16.6	16.0					
		(実績値)	16.4	16.7	16.7	16.7							
		延長計画の目標値											
		当初計画の目標値		13,378	13,182	13,010	12,892	12,850					
		(実績値)	13,606	13,378	12,944	14,108							
		延長計画の目標値											
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	人件費（退職手当を除く）	改善効果額	2,022	1,892	1,779	1,704	1,713	1,773					
		改善効果額		130	243	318	309	249	1,249				
	行政管理経費	改善効果額	1,628	1,680	1,574	1,585	1,694	1,704					
		改善効果額		△ 52	54	43	△ 66	△ 76	△ 97				
	公債費	改善効果額	1,613	1,604	1,638	1,597	1,686	1,747					
		改善効果額		9	△ 25	16	△ 73	△ 134	△ 207				
	〇〇〇	改善効果額											
		改善効果額											
	当初計画改善効果額 合計									945			
	<参考>当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）									4			

延長計画に係る改善効果額	使用料の増					349	353	353		353	353	353	
	改善効果額						4	4		4	4	4	20
	〇〇〇												
	改善効果額						0	0		0	0	0	0
	〇〇〇												
	改善効果額							0	0		0	0	0

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A	20
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0
A+B C	20
Cのうち公営企業会計加算分 D	0
(Dの内訳) 簡易水道会計への加算額	20
〇〇会計への加算額	0
C-D	20
<参考>補償金免除額（旧資金運用部資金）	0